

第48回全国高等学校総合文化祭岐阜大会 大会ポスター原画募集要項

1. 応募資格

岐阜県内の在住又は在学する、中学校、高等学校、特別支援学校（中学部・高等部）及び義務教育学校後期課程、高等専門学校（3年次まで）の生徒を対象とします。

2. 応募作品の基準

- (1) 「大会基本方針」や「大会テーマ」を踏まえ、高校生の芸術文化活動の祭典である大会を表現したもの
- (2) 「岐阜県（美濃・飛騨）らしさ」を感じさせ、広く全国に発信できるもの
- (3) 全国から参加する高校生はもとより、広く県民の印象に残り、大会を盛り上げるもの

3. 応募規定

- (1) 個人またはグループでの作品も可能とし、応募点数は無制限とします。
- (2) 用紙はB3判（515mm×364mm）又は四つ切り画用紙（542mm×392mm程度）を縦長で使用し、裏面に上下を明示してください。
- (3) 作品は平面作品のみとし、金・銀・蛍光色は使用しないでください。
- (4) 作品の基準を満たしていれば、コンピューターグラフィックス、イラスト、デザイン、写真など表現方法は自由としますが、コラージュ作品は不可とします。
- (5) 作品には、大会の「名称」「日時」「場所」「大会テーマ」等の文字やマークを使用しないでください。
- (6) 既存のものや先例に類似しない、自作未発表のものに限ります。

4. 応募方法

- (1) 各学校へ配布又は岐阜県ホームページに掲載する応募用紙に必要事項を記入して作品の裏面に貼付し、下記「応募・問い合わせ先」へ直接送付するか、学校（クラス・部活動等）で取りまとめて応募してください。（応募の際の送料は、応募者又は学校の負担とします。）
- (2) 作品は折らずに送付してください。

5. 応募締切

令和3年12月10日（金）（必着）

6. 審査・表彰

- (1) 応募作品は、開催準備委員会生徒委員会部会等の審査を経て、第48回全国高等学校総合文化祭岐阜大会開催準備委員会において、最優秀作品と優秀作品を決定します。
- (2) 最優秀作品と優秀作品の受賞者については学校を通じて通知し、令和4年6月開催の第48回全国高等学校総合文化祭岐阜大会第1回実行委員会で表彰する予定です。また、副賞として図書カード（最優秀作品：5千円、優秀作品：2千円）を贈呈します。

7. その他

- (1) 最優秀作品を「第48回全国高等学校総合文化祭岐阜大会」の「大会ポスター」として利用するにあたり、必要に応じて一部を修正する場合があります。ただし、これらの改変であっても、最優秀作品の本質的な部分を損なうことが明らかな改変はできないものとします。
- (2) 前項以外の改変を行う場合は、あらかじめ受賞者の承諾を得るものとします。
- (3) 最優秀作品の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう）は受賞者に帰属します。ただし、岐阜県は、最優秀作品を独占的に利用できるものとします。
- (4) 岐阜県及び後催県は、最優秀作品を、次に掲げる利用目的に利用できるものとします。
ア 本大会をPRするため、各種制作物に掲載のうえ複製、譲渡、貸与、配布等すること。また、令和8年3月31日までの間、ウェブ等に掲載し、無料で配信すること。
イ 本大会の記録として保存するため、また、後催県への情報提供のために複製すること。また、後催県が大会準備活動のため広報物等に複製し、配布・配信等すること。
- (5) 応募作品は返却しません。
- (6) 岐阜県が受賞作品を利用するにあたって、受賞者の氏名の表示をしない場合があります。
- (7) 最優秀作品と優秀作品がすでに他に使用されているものと同じ又は類似していることが判明した場合や、応募に際して不正行為等が判明した場合は、審査結果発表後であっても賞を取り消す場合があります。
- (8) 応募者の個人情報厳正に管理し、本募集以外の目的には使用しません。
- (9) 結果発表、記録及び広報の目的で、最優秀作品と優秀作品及び受賞者の学校名・学年・氏名をホームページ等で公表するとともに、報道機関へ情報提供する予定です。あらかじめ了承の上で応募してください。

応募・問合せ先

岐阜県環境生活部県民文化局文化伝承課 全国高校総合文化祭開催準備係
〒500-8750 岐阜県岐阜市葦田南2-1-1
電話：058-272-8257 FAX：058-278-2824 E-Mail：c11148@pref.gifu.lg.jp